

輪島市監査公表第6号

平成25年12月17日付発監査第204号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成26年1月17日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





発 上 第 159 号

平成25年12月27日

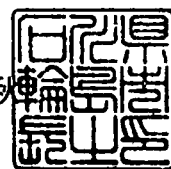
輪島市監査委員（代表監査委員）

湊 良 作 様

輪島市監査委員（議会選出委員）

中 山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 上下水道課

監査執行年月日 平成25年11月29日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>① 上下水道使用料及び下水道受益者負担金滞納額について</p> <p>督促状や催告書の発送・臨戸訪問の徴収に加え、コンビニエンスストアで、上下水道使用料を納付できるようになり、納付者の利便性につながり明るい成果の兆しが伺われたが、依然として滞納が発生している。引き続き滞納額縮小に向け努められたい。</p>	<p>指摘に基づき、滞納額の減少に向けて、滞納者には、毎月 督促状、催告状の送付及び電話催促や自宅訪問等を実施し回収に努めているところである。</p> <p>また、市の滞納整理システム一元的管理の活用により事務の効率化を図ると共に各課と連携し、収納率を向上させ、新たな滞納者を増やさないように努めて参りたい。</p>	<p>措置方針等</p>